令和5年度

明石市人権施策推進方針実施計画

明 石 市

目 次

第	1 ₫	章 人権施策推進方針の基本的な考え方	
	1	推進方針の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	推進方針の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	2章	章 人権施策推進方針実施計画の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	3 ₫	章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
	1	学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	家庭・地域・職場等における人権教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3	厚生館における人権教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第	4 重	章 人権課題への取り組み	
	1	女性	7
	2	子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3	高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	4	LGBTQ+(性的マイノリティ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	5	障害のある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	6	同和問題	16
	7	外国人	16
	8	多様な人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第	5 章	章 総合的で効果的な推進のために	
	1	人権教育・啓発の専任職員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	2	庁内推進体制と職員研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	3	関係機関・団体等との連携・協力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	4	市民の参画と協働による施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	5	推進方針の広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

第1章 人権施策推進方針の基本的な考え方

2022 年(令和 4 年) に2回目の改定を行った明石市人権施策推進方針(以下「推進方針」と略す場合があります。)は、「あかしSDG s 推進計画(明石市第 6 次長期総合計画)」の個別計画と位置づけ、「あかしSDG s 前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期))」に定められている人権推進に関し必要な施策やその考え方を示すものです。

1 推進方針の基本目標

誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして

本市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる笑顔あふれる共生社会づくりをめざしています。そのためには、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、お互いに共感して人格と個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら主体的に行動することが求められています。

一方で、社会の変化や家族構造の多様化による家族の支え合い機能の低下、個人を尊重する方向へのライフスタイルの変化等があいまって、これまで地域を支えてきた従来のコミュニティは希薄化しています。このような中で、多様性を認め合い、誰一人取り残すことなく、支え合える人権感覚あふれる地域を創造していくには、市、市民、事業者、地域やNPO等の活動団体などの多様な主体が、世代や分野を超えてつながり、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けられる「人権感覚あふれる共生社会」を実現していくことが求められています。 推進方針の基本目標を「誰一人取り残さない」人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして「

推進方針の基本目標を「誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして」とし、あらゆる行政分野において、人権尊重の視点に立ってすべての施策を展開していきます。

2 推進方針の基本方向

基本目標の達成に向け、次の3つの基本方向を設定し、人権施策を展開していきます。

(1) 人権感覚豊かな人づくり

人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、人権感覚豊かな人づくりが基本です。本市では、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に基づき「人権施策推進方針」を策定し、あらゆる場において人権教育・啓発活動を推進します。人権尊重の理念を普及させ、尊重の精神の涵養を目的とする学校・幼稚園・保育所などの教育機関への人権教育を推進します。

また、人権尊重の理念の普及と理解促進を目的として市民・事業者・地域・NPO等の活動団体などへの多様な研修・情報提供・広報活動などを実施します。

(2) 人権文化が息づきすべての人にやさしい地域づくり

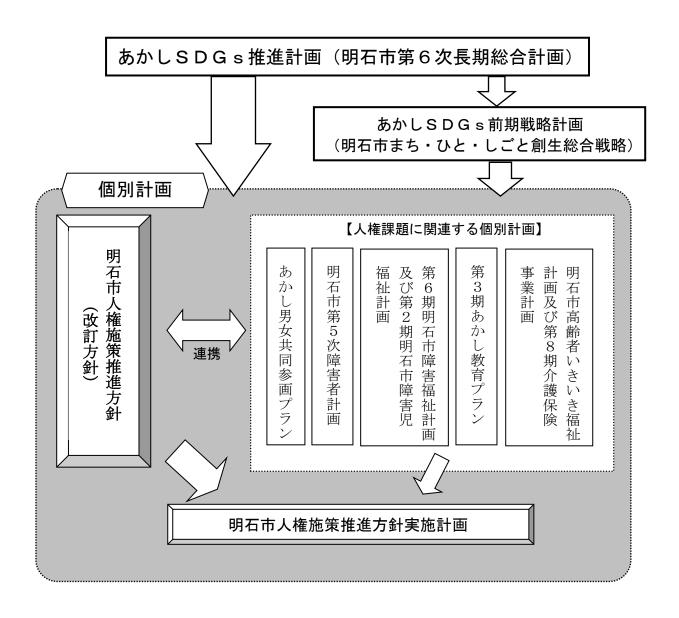
人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、地域住民や地域の事業者・活動団体などの多様な主体が中心となって人権文化が息づく地域づくりに向けて、世代や分野を超えてつながることが大切です。本市においては、年齢・性別・国籍・障害の有無などに関わらず、誰一人取り残されないすべての人にやさしい地域づくりに向けて、連携を強化し人権教育・啓発に努めます。

(3) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり

人権感覚あふれる共生社会をめざして、本市においては、SDGs (持続可能な開発目標)の理念である「パートナーシップ」の考え方を基軸として人権教育・啓発を推進していきます。行政機関や関係機関だけでなく、市民・事業者・地域・NPO等の活動団体などの多様な主体が人権問題の解決に向けて一丸となって目標の達成に向けて取り組む必要があります。そして、多様な主体の自主的な活動の企画・運営の支援、ボランティアの育成などを行い、市民主体の人権感覚あふれる共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

第2章 人権施策推進方針実施計画の役割

人権施策推進方針実施計画は、推進方針で定めた基本的な方策をより具体化するため、推進すべき人権施策関連事業を明らかにするものです。人権施策関連事業の効果は、じっくりと時間をかけて現れてくるものであるとの考えから、継続した取り組みが必要である一方で、社会状況の変化等に応じて、新規に取り組むべき事業を盛り込むほか、点検・評価結果を踏まえて事業の縮小や統合を図るなど、柔軟に見直しながら、毎年度計画を策定し、人権施策を展開していくこととします。



第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1 学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発

事業名	事業内容	担当課
保育事業	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進める。	育成室
人権・道徳教育 研究事業	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化する。	学校教育課
保育所職員研修	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施する。	育成室
人権教育研修	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るため に人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構 築を進める。	育学 課 校 教
教職員研修	年次研修、ライフステージ研修、専門研修、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援する。	ンター 育 研 修 セ 教
人権教育・啓発 出前講座	保育所・幼稚園・小・中学校・高等学校等における人権研修の場として活用するための講座メニューを整備し、講師派遣などの支援を行うことにより、学校園等における人権研修の開催を促進する。	課 人 権 推 進
平和啓発事業	 平和啓発冊子の配布(小学生「七夕の願い〜明石空襲〜」、中学生「明石空襲ー史実編ー」 戦争を知らない児童・生徒へ戦争の悲惨さや平和と命の大切さについて考える機会を提供し、平和啓発を進める。 平和学習出前授業、パネル貸出 平和への意識を高めるため、小・中・特別支援学校を対象に明石空襲のことを中心とした出前授業やパネルの貸出を行い、戦争の悲惨さや平和と命の大切さについて考える機会とし、平和啓発を進める。 	人権推進課
人権意識啓発事 業	・ 人権啓発作品募集(作文・標語・詩・ポスター等) 小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、心のふれあいやあた たかさのあふれる作品募集を行う。入賞・優秀作品を 12 月に行 う人権啓発作品展に展示し、ホームページに掲載するほか、作文 朗読や人権啓発カレンダーへの掲載を行うなど啓発活動の促進 につなげる。	人権推進課

人権教育研究事 業	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	進 課 権 推
PTA研修事業	学校と家庭が連携して子どもの人権意識や自尊感情を育てるため、連合PTAや幼稚園、養護・小・中学校の各単位PTAが保護者対象の人権教育研修等を実施する。	教 青 育少年 当
子育て支援事業	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援する。	支援課

2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発

■ 主な事業の展開

① 家庭や地域における人権教育・啓発

事業名	事業内容	担当課
(人材育成と市 民活動への支援)	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置 し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会 等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	人権推進課
人権教育研究事 業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	人権推進課
人権意識啓発事業	 あかしヒューマンフェスタ 人権の大切さと人権に関する事業を知る機会として、市民が参画しやすい方策を検討する。 人権セミナー セミナーの中で多様な人権課題を取り上げ、市民が人権問題に触れ理解を深める機会を増やすことを目的としている。さまざまな市民が参加できるような工夫を図る。 人権啓発教材等 毎年作成する、市民向け人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」や人権カレンダー等について、今日的な課題の啓発や市民が親しみの持てる工夫等を図る。 	人権推進課
平和啓発事業	 平和資料室の運営 明石の戦災をテーマとした展示のほか、戦争体験談や平和啓発 劇などの視聴を行える平和資料室を設置している。戦争の悲惨さ や平和と命の大切さについて、子どもを含め次世代に伝える場を 提供し、広く市民に啓発する。 平和パネル展 明石空襲を中心に戦災の悲惨さや平和と命の大切さについて 考える機会を設けることにより、広く市民に啓発する。 	人権推進課

② 企業等における人権教育・啓発

事業名	事業内容	担当課
人権教育研究事 業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	人権推進課
企業人権問題研 修会	事業所内の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを進めるために実施している。今後は参加企業数の増加をめざすとともに、事業所内での人権研修の支援に努める。	人権推進課
就労支援·雇用 環境向上推進事 業	公正採用の推進、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止、男女共同参画の推進、高齢者・若者・障害者雇用の促進、非正規・外国人労働者の権利擁護など企業内における人権課題に関する啓発を推進する。	産業政策課

3 厚生館における人権教育・啓発

事業名	事業内容	担当課
厚生館事業	地域における人権啓発の活動の拠点施設として、地域住民の福祉 の向上と人権の尊重されるまちづくりをめざし、市民のニーズにあった事業の取り組みを進める。	人権推進課

第4章 人権課題への取り組み

1 女性

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) ジェンダー平等・男女共同参画の取組
 - (2) 女性に対する暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進事業	 ・ 啓発事業等の実施 学習機会の提供や固定的役割分担意識の払拭のため、社会情勢 に即した啓発講座の開催に取り組む。 ・ 女性のための相談室 「女性のための相談」「男性のための電話相談」、再就職や起業 を希望する女性のための「チャレンジ相談」、「法律相談」、ハロ ーワークと連携した「就業相談」「履歴書・職務経歴書作成相談」 等により、総合的に支援していく。 ・ 女性の活躍推進事業 関係団体との連携に努め、女性の活躍を一層推進する。 	男女共同参画課男女共同参画センター
DV対策事業	明石市配偶者暴力相談支援センターでDV相談を行いDV被害者支援に取り組む。 また、デートDVの未然防止のため市内高等学校・中学校への出前講座を実施する。	男女共同参画課 他相談支援センター明石市配偶者暴力
婦人相談事業	女性の悩みや心配ごとについて、婦人相談員による相談を行う。	男女共同参画課
きんもくせいプ ロジェクト事業	必要な市民へ生理用品を無料で提供するとともに、生理用品の提供をきっかけとして、お困りごとがある方からの相談を受け付け、 適切な支援につなげる。	シブ推進室
女性リーダー育 成のためのセミ ナー		シブ推進室

男性の家事・育児参画イベント	男性の家事・育児参画イベント等を実施することで、女性にかかる家庭生活の過度な負担を解消し、女性の社会活躍に繋げる。	シブ推進室インクルー
ジェンダー教育 推進校	市立小・中学校の中からジェンダー教育推進校を指定し、児童生徒、保護者、教職員を対象に、命の大切さや、性の多様性、対等な人間関係等についての研修を実施。	シブ推進室 イン クルー
母子父子相談事 業	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に関する生活相談を実施する。	祉 児 課 童 福
就労支援・雇用 環境向上推進事 業(女性向け)	ポスター等による育児休業制度や介護休業制度の普及啓発、企業 内研修の推進等を通じて、人権尊重の視点からセクシュアル・ハラ スメント防止、男女の公平な採用や労働条件等雇用環境の向上を図 る。	課産 業 政 策
新あかし健康プ ラン 21 推進事 業	全ての市民がいつまでも安心して健やかに過ごせるように、健康 づくりについての普及啓発や情報提供など、地域の特徴に合わせた 健康づくりを市民・地域・行政の協働により推進していく。	課健康推進

2 子ども

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) 子どもの人権の尊重に関する啓発の推進
 - (2) 子どもの人権に配慮した保育・教育の推進
 - (3) 児童虐待防止対策の推進
 - (4) いじめ対策の推進
 - (5) 不登校対策の推進
 - (6) 特別支援教育の推進
 - (7) 相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て支援事業 【再掲】	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援する。	子育て支援課
人権・道徳教育 研究事業 【再掲】	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化する。	学校教育課
保育事業 【再掲】	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進める。	こども育成室
福祉学習	心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図るため、市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行う。	明石市社会福祉協議会
青少年育成セン ター運営事業	明石市青少年補導委員会や地区青少年愛護協議会などの地域 団体との連携のもとに、補導活動、相談活動、広報啓発活動等 を行うとともに、個々の問題行動に対して、助言や支援を行う。	児童生徒支援課

児童健全育成支援システム(こどもすこやかネット)事業	・ 虐待を受けた児童及び非行等問題行動のある青少年への支援 福祉・教育・医療・保健などの各分野の関係機関が連携し、 即応性と実効性のある支援策を検討していく。 ・ 児童虐待防止および青少年の非行や犯罪防止に向けた啓発 活動 オレンジリボンキャンペーン等の実施により市民の児童虐 待防止への理解を広めていく。また、児童虐待等の早期発見・ 早期対応、未然防止に向けた市民啓発や関係者への研修機会 の拡充を図る。	明石こどもセンター
あかし里親推進 事業	実家庭での生活が困難なこどもたちができるだけ家庭的な環境で生活できるよう、里親制度の啓発や里親登録促進を図る。	さとおや課 さとおや課
いじめ対策事業	 「いじめ防止月間」の設定 「いじめは絶対に許されない」という市民意識の定着に向け、 「いじめ防止月間」を設定し、啓発作品の募集等の事業を行う。 「あかし子どもサミット」の開催 児童生徒自らが「いじめは絶対に許されない」という意識を深めていくために、各小中学校の代表者が取り組みの発表や意見交換を行う「あかし子どもサミット」を開催する。 ・ 就学前児童への啓発 就学前児童に対し、相手を思いやる心を育む取り組みとして「いじめ防止人形劇(ニコニコあかし)」を実施する。 	児童生徒支援課
	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見・早期対応、 及び、いじめ問題解消への理解のため、保護者や児童生徒・教職員 を対象にした研修会を開催する。	支援 課 徒
不登校対策事業	・ 不登校未然防止「早期対応マニュアル」の活用。不登校の予兆に気づき、迅速にかつ効率的に早期対応(学校内における情報共有や支援策の検討するケース会議の開催、相談FAXシートの活用、関係機関等の連携)を図り、個々に応じた支援を行う。 ・ 「もくせい教室」(明石市教育支援センター)及び「もくせいサテライト教室」を開設し、不登校生の再登校支援を行う。	児童生徒支援課
ネット見守り活 動	専門の監視員(コンサルタント)が、月 1 回教育委員会に来 庁し、市内の小中学生が直面しているインターネット上の問題 提起、解決・対処方法について助言を受けている。	児童生徒支援課

発達障害児者支 援事業	発達支援センターでは、発達障害をはじめ発達に課題がある子どもから成人を対象とした相談支援を実施するほか、保育施設、幼稚園、学校、事業所などへ職員が訪問し、子どもの行動観察や支援会議を行い、教員や保育士等へ関わり方や保護者対応に関する助言を行う。また、関係機関への啓発等を行う。児童発達支援センター「ゆりかご園」「あおぞら園」児童発達支援事業「きらきら」では、就学前の障害児等への自立に向けた療育を実施する。また、「ゆりかご園」では、卒退園児等を対象に理学療法等の外来訓練も実施する。	発達支援課
特別支援教育	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進する。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努める。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努める。	学校教育課
いじめ相談事業	市の総合的な相談窓口である市民相談室に「校則・PTA・いじめ・ 体罰総合相談窓口」を設置し、相談を受け付ける。	市民相談室
母子父子相談事 業【再掲】	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に関する生活相談を実施する。	課 児 童 福 祉
こども養育支援 事業	まちの未来でもある「こども」を社会全体で守り、健やかに育んでいく視点から、離婚等に伴う養育費や面会交流などの相談や支援等を実施する。	室 市 民 相 談

3 高齢者

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり
 - (2) 高齢者の権利擁護の推進
 - (3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実
 - (4) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

事業名	事業内容	担当課
高齢者虐待防止	高齢者虐待事案の発生時、関係機関と連携して対応するととも	合高
への取組み	に、市民に対する高齢者虐待に関する広報・啓発活動や研修会等を	
	行う。	支援室 齢 者
		主 総

福祉学習 【再掲】 高齢者生きがい 推進事業	高齢者に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習や、関係機関と連携して高齢者を理解するための学習を行う。 高齢者への学習、趣味、教養活動機会、スポーツ体験機会の提供、高齢者の社会参加機会の整備、就業支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の充実に努める。	議会 合支援室 合福祉協 高齢者総
就労支援・雇用 環境向上推進事 業(高齢者向け)	高齢者の就労支援として、継続雇用制度等の啓発を行う。	産業政策課
	多数の方が利用し、主として高齢者等の利用が見込まれる建築物において、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を促進するため、県の福祉のまちづくり条例に適合していない届出対象建築物について、必要な指導又は助言を行う。	建築安全課他
ユニバーサルの 視点を生かした 広報		課及広 び報 各課
介護保険制度、 介護相談員の制 度の充実	・ ふれあい介護相談員事業の実施 一定の研修を受講した者をふれあい介護相談員として登録 し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者グループホ ームの施設に月4回程度派遣して、利用者の権利を擁護する とともに、介護サービスに係る苦情に至る事態の未然防止に 努め、介護サービスの質的な向上を図る。	高齢者総合支援室
	在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的・精神 障がいのある方で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サ ービスの利用や日常的な金銭管理についての援助を行う。	福祉協議会 明石市社会
後見支援センター	本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等、権利擁護の推進を図るため、後見支援センター(明石市社会福祉協議会に委託)は、 判断能力が十分でない認知症や知的・精神障害のある人等を支援する。	室地域共生社会
権利擁護事業	高齢者等が地域において尊厳ある生活を送れるよう、高齢者虐待 や消費者被害、金銭管理ができないなどの困難な問題を抱えた人に 対して、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から支援を行う。	社 会 室 生
訪問相談事業	高齢のため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心の ケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けること で、相談機会の拡充を図る。	談 市室 民相

4 LGBTQ+(性的マイノリティ)

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) 性の多様性についての理解の促進
 - (2) 一人ひとりの違いが受け入れられ、性の多様性が尊重される共生社会づくり

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
LGBTQ+/	LGBTQ+の抱える困難は、医療機関での取扱いや住居の確保、	シイ
SOGIEに関	就労環境など、日常生活に密接な場面で生じている。	ブン推力
する専門相談の	そこで、専門相談窓口を設け、LGBTQ+当事者及びその家族等	推進室
実施	からの相談に対応する。	至
性の多様性の理	SOGIE(性的指向・性自認・性表現)について正しい知識を得	シイ
解促進に関する	られるよう、研修や講座を実施。あわせて、研修を受講し、自分と	ブン推力
研修・講座の開	他者のSOGIEを尊重し行動する人を「ソジトモ」として認定す	推進室
催	る。	至
性の多様性の理	市民に向けて、講演会、セミナー、パネル展示などを開催し、多様	シイ
解促進に関する	な性のあり方や自分らしさを尊重する意識の醸成を図る。	ブン 推ク
啓発事業		進ル
		至
明石市パートナ	どのようなSOGIEであっても、誰もが人生のパートナーや大切	シイ
ーシップ・ファ	な人と、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を目指	ブン推力
ミリーシップ制	し、「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を運用す	推力ルー
度	る。	至

5 障害のある人

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) 理解と尊重を通じての差別や虐待の防止
 - (2) 一人ひとりのニーズに応じた療育・保育・教育の推進
 - (3) サポートを受けた自立生活と意思決定支援の推進
 - (4) ユニバーサルデザインや防災
 - (5) 意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実
 - (6) 学習、スポーツ、文化、芸術活動を通じた社会参加の促進
 - (7) 雇用・就労(経済的自立)支援の充実
 - (8) 身近な地域で保健・医療・リハビリを受けられる体制の充実

事業名	事業内容	担当課
地域自立支援協議会	障害者計画及び障害福祉計画の推進に向けて、課題の検討や情報の共有を行うとともに、次期計画の策定にかかる審議を行う。 また、地域の関係機関等による連携及び支援の体制の構築について協議を行っていく。	課 障 害 福 祉
障害理解に関する研修啓発事業	障害に関する相互理解を進めるためには、それぞれの障害特性を理解することが重要。障害のある人とない人との交流の機会の提供支援や障害の特性等障害のある人の理解を促進できる研修啓発の取り組みを進めていく。	シブ推進室
障害理解に関するイベント等の 啓発事業	障害に関する相互理解を進めるためには、それぞれの障害特性を 理解することが重要。障害のある人とない人との交流の機会の提供 支援や障害の特性等障害のある人の理解を促進できる啓発イベン ト等の取り組みを進めていく。	ブ推進室 シーシ
福祉学習【再掲】	障害のある人に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中・ 高等学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車い す・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行う。	議会明石市協社
特別支援教育【再掲】	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進する。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努める。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努める。	学校教育課
合理的配慮の提 供支援に関する 助成制度	障害のある人の社会参加に際して妨げになっている社会的障壁を可能な限り取り除くための配慮が、本市の条例で求められている。本市の民間事業者等にのみ配慮に係る負担を求めるのではなく、市が助成等の支援を行いながら、障害のある人にとって暮らしやすい環境づくりを進めていく。	ブ推進室 シーシ
ヘルプマーク及 びヘルプカード の交付	本市が推進している「障害がある人もない人も誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり」の取り組みの一環として、難病や内部障害等の外見ではわかりにくい障害のある方などが、災害時や日常生活の中で困ったときに理解や支援を求めるために、希望者に「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を交付する。	障害福祉課
多様なコミュニ ケーション手段 の利用促進		祉障 課害 福
	多数の方が利用し、主として高齢者等の利用が見込まれる建築物において、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を促進するため、県の福祉のまちづくり条例に適合していない届出対象建築物について、必要な指導又は助言を行う。	建築安全課他

	歴史のよう ローチャン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ユニバーサルの 視点を生かした 広報【再掲】	障害のある人にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	課及広 び報 各課
障害者就労支援 事業	明石市障害者就労・生活支援センターの運営により、一般・福祉 就労への就労相談、就労後のフォロー、職場定着のための生活支援 など、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を提供する。 また、市役所内福祉コンビニや市役所内作業所「時のわらし」の 運営支援を継続し、障害者の就労の場の確保に努める。	障害福祉課
障害者支援事業	高度な専門性と豊富な経験を有する指定管理者による明石市立 木の根学園の運営を継続し、更に利用者サービスの向上などを図っ ていく。	課 障 害 福 祉
日常生活自立支 援事業【再掲】	在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的・精神 障がいのある方で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サ ービスの利用や日常的な金銭管理についての援助を行う。	議会明 石市協社
後見支援センタ 一【再掲】	本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等、権利擁護の推進を図るため、後見支援センター(明石市社会福祉協議会に委託)は、判断能力が十分でない認知症や知的・精神障害のある人等を支援する。	社会室 生
基幹相談支援セ ンター	障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害など)を問わず、障害者やその家族などからの総合的な相談や困難事例などに対応していく。また、地域における相談支援の拠点として、相談支援事業者間の調整及び支援などを図っていく。	課 障 害 福 祉
障害者虐待防止 センター	障害者虐待に関する通報や届出の受理、虐待を受けた障害者のための相談や指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行う。 また、虐待通報には24時間365日対応する。	祉 障 課 害 福
訪問相談事業	心身の障害などのため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図る。	談市 室民 相
差別解消のため の相談体制整備 事業	障害を理由とする差別解消条例(通称:障害者配慮条例)に基づき、差別事案を解決するために、関係機関と連携して障害のある人や家族、事業者等からの相談に対応する相談・助言等の体制をつくり、当事者間の合意が困難な場合は、第三者機関によるあっせん等の仕組みを設けて解決を図る。	ブ推進室
発達障害児者支 援事業【再掲】	発達支援センターでは、発達障害をはじめ発達に課題がある子どもから成人を対象とした相談支援を実施するほか、保育施設、幼稚園、学校、事業所などへ職員が訪問し、子どもの行動観察や支援会議を行い、教員や保育士等へ関わり方や保護者対応に関する助言を行う。 また、関係機関への啓発等を行う。 児童発達支援センター「ゆりかご園」「あおぞら園」児童発達支援事業「きらきら」では、就学前の障害児等への自立に向けた療育を実施する。 また、「ゆりかご園」では、卒退園児等を対象に理学療法等の外来訓練も実施する。	発達支援課

6 同和問題

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) 差別意識解消のためのさまざまな取組の推進
 - (2) 相談体制の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
人権意識啓発事 業【再掲】	あかしヒューマンフェスタ、人権セミナー、企業人権問題研修会、 人権啓発作品募集などの機会を通じて、同和問題に関する講演会や 研修会、啓発資料の充実を図る。	進 人 課 権 推
人権教育推進事 業	地域における人権学習の機会や、人権感覚を育てる各種講座等の 実施を支援する。	進 課 権 推
厚生館事業【再 掲】	同和問題をはじめ人権課題に取り組んできた実績を活かして、地域における人権啓発の活動の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりを進める。	進 課 権 推
相談事業	各種人権問題、差別事象についての相談事業を行い、法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関・団体との連携のもとに対応していく。	課 人 権 推 進
インターネット モニタリング事 業	インターネット上にある掲示板サイトのモニタリングを行い、本 市に関わる差別書込み等を発見した場合は、差別を助長させないよ うプロバイダに削除要請を行う。	進 課 権 推

7 外国人

- 推進方針に定める取り組み
 - (1) 多文化共生社会実現のための教育・啓発の推進
 - (2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

事業名	事業内容	担当課
国際交流推進事	・ 外国人が暮らしやすい環境づくり	文
*	情報提供や相談体制の充実等、外国人が暮らしやすい環境づくりを進める。 ・ 日本語教室等の開催 公益財団法人明石文化国際創生財団と連携して、日本語教室、その他のイベント等を実施し、国際交流や在住外国人との共生に関する市民の関心を高める。 ・ 地域での交流行事の開催促進 地域における交流行事などを通じて異文化交流や相互理解を促進し、多文化共生社会づくりを進める。	义化振興担当

多文化共生ボラ ンティア派遣事 業	日本語理解が不十分な外国人園児・児童生徒や保護者に対し、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターや公益財団法人明石文 化国際創生財団に登録している当該園児・児童生徒等の母語を理解 できる指導ボランティアを派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	学校教育課
ユニバーサルの 視点を生かした 広報【再掲】	外国人にもわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った 広報を展開する。	広報課
就労支援・雇用 環境向上推進事 業(外国人向け)	外国人の就労支援として、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を 行う。	課産業政策

8 多様な人権課題

事業名	事業内容	担当課
多様化、複雑化 する人権課題へ の対応		人権推進課
生活困窮者自立 支援事業	失業等により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方から相談を受け、生活困窮状態から早期に自立できるよう関係機関等と連携し支援を行う。	生活福祉課
「ネットいじめ」未然防止・ 早期発見のため の研修会【再掲】	及び、いじめ問題解消への理解のため、保護者や児童生徒・教職員	児童生徒支援課
犯罪被害者等支 援事業	犯罪被害者等への支援について、市の役割を明確にし、必要な支援、措置を講じていく。 犯罪被害者等への支援に対する市民理解を広げるための啓発活動に取り組む。 また、支援策の充実に向け、県、警察、NPO等関係機関との連携強化を図る。	市民相談室
北朝鮮人権侵害 問題啓発事業	12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等の機会をとらえ、国・県・関係機関との連携のもと、市民への啓発活動を進める。	人権推進課
自殺予防対策に 関する事業	自殺未遂者対応研修や市民・市内企業・関係団体等を対象にした ゲートキーパー研修会の開催、小・中・高校等での普及啓発活動を 実施している。また、こころのケア相談として精神科医・心理士等 がこころの健康についての相談を受ける。	相談支援課
本人通知制度	事前登録した人の住民票や戸籍謄本等を、代理人や第三者に交付した場合、登録者本人に通知する制度で、住民票等の不正請求を抑止し個人情報の保護を図る。	市民課

第5章 総合的で効果的な推進のために

1 人権教育・啓発の専任職員の配置

地域への推進体制の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
自治会研修会等	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置	人
(人材育成と市	し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会	権
民活動への支	等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	権推進課
援)【再掲】		課

2 庁内推進体制と職員研修の充実

(1) 推進体制の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
人権施策推進連	複数の分野にわたって横断的に取り組むべき課題に対しては、市	人
絡会議の開催及	役所内の関係各課で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、	権
びプロジェクト	その課題解決のための施策を推進するプロジェクトチームを設置	権推進
チームの設置	する。	課

(2) 職員研修の充実

事業名	事業内容	担当課
行政職員研修	多様化、複雑化する人権課題に対応できるよう、職員として 必要不可欠な人権に対する意識の向上を図るために、計画的・ 体系的な研修を実施する。	開発担当人権推進課
保育所職員研修 【再掲】	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施する。	育成室
人権教育研修 【再掲】	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るため に人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構 築を進める。	課 学 校 教 育
教職員研修【再 掲】	年次研修、ライフステージ研修、専門研修、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互 や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが 図られるよう、学校園や教職員を支援する。	研修センタ

3 関係機関・団体等との連携・協力の強化

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
国、県等との連携	市の人権施策関係課、社会福祉協議会等の市の関係機関、こども 家庭センター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機 関、さらに(公財)兵庫県人権啓発協会、明石人権擁護委員協議会、 明石市人権教育研究協議会等の人権関係団体のネットワークを構 築し、情報の共有化や啓発事業の共同開催等を進め、事業の一層の 効果的・効率的な推進を図る。	人権推進課
市民相談事業	市民の日常生活上のさまざまな問題を解決するため、一般相談や専門家による特別相談を実施している。人権相談をはじめ、多様化する市民からの相談にきめ細やかに対応できるよう窓口の充実を図る。	市民相談室
広聴事業「市民の声」	市民から寄せられる市政に対する苦情、要望等に対し、市民ニーズを的確に把握するため、「市民の声」データベースに登録し、庁内で情報を共有化できるように対応する。連絡調整だけでなく、全庁的な情報共有と施策の改善を図る。	市民相談室
行政オンブズマ ン事業	市政に関する苦情等を、公平かつ中立的な立場で調査を行い、行政オンブズマンを通じて市政への反映を行っている。事実があった日から1年以内であれば申し立てが可能であり、市民の権利や利益の侵害からの救済制度として行政オンブズマンの周知を図る。	市民相談室
人権救済のため の関係機関との 連携	神戸地方法務局や明石人権擁護委員協議会等の国の関係機関と の密接な連携・協力を図り、問題解決へとつなげていく。	進人課権推

4 市民の参画と協働による施策の推進

- (1) リーダーやボランティアの担い手の育成
- (2) 市民主体による生涯学習の一環としての人権学習

事業名	事業内容	担当課
自治会研修会等 (人材育成と市 民活動への支援)【再掲】	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置 し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会 等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	人権推進課
市民活動促進事業	本市では、幅広い市民の参画と協働により、だれもが暮らしやすい地域づくりを進めるため、福祉や環境などの分野で公益的な活動を展開する市民活動団体に対し、「あかし市民活動応援助成金事業」として活動費の助成などを行っている。自主的に人権啓発活動等に取り組む市民グループについても助成対象とし、市民による自主的な人権学習・啓発活動を支援し、担い手の育成を進める。	涯学習課

5 推進方針の広報・啓発活動

事業名	事業内容	担当課
推進方針のPR	推進方針の広報については、明石市ホームページに掲載するとと もに、地域での人権研修等の機会をとらえて行う。	人権推進課
ユニバーサルの 視点を生かした 広報【再掲】	推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行う。	び各課 及